

除染の見通しについて

質問（君島孝明議員）本市における除染作業の見通しについて伺います。

答弁（市長）昨年末に環境大臣から汚染状況重点調査地域として指定を受け、本市を含む八市町と栃木県からなる栃木県除染関係市町連絡協議会において除染の基本的な方針を決定してまいりました。さらに、現在は環境省除染計画推進委員の支援を受けながら、大田原市の基本方針や除染実施計画策定に向けて環境省と協議をしているところであります。

現時点では、空間線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域すべてを除染の対象区域とし、空間線量が比較的高い区域から実施いたします。その中でも公共性が高い施設、特に成人よりも放射線の影響を受けやすい子供のために、学校、保育園、公園等を優先して除染していくこととしております。

除染方法については、原則として放射線量低減対策特別緊急事業補助金取扱要領で示された除染作業の中から、有効な作業を環境省策定の除染関係ガイド

ラインに基づき実施することといたしております。個人の住宅につきましては、環境省が示した除染作業は、壁面等の清掃、ふき取り、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去といった簡易なものであります。今後栃木県除染関係市町連絡協議会として、除染に関する国の財政措置について、比較的線量の低い地域についても、高い地域と同等に講ずることを国に要望することとしております。

なお、大田原市の基本方針や除染計画につきましては、今年度中に策定をし、市民の皆様方にお示ししてまいりたいと考えております。

在宅ケアシステムについて

質問（小西久美子議員）医療・看護・介護が連携した、終末期患者等が在宅でみとられる在宅ケアシステムづくりに向けた市の考え方について伺います。

答弁（保健福祉部長）急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし、高齢者世帯の増加が見込まれております。改正された介護保険法では、地域包括ケアの推進が掲げられ、地域住民のニーズに応じた医療・介護・福祉サービスの適切なコーディネートが主体として、地域包括支援センター

が位置付けられており、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築していくことが必要であると示されました。

また、地域包括ケアシステムが構築されることにより、高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが可能となります。

本市におきましても、現在市内に三方所の地域包括支援センターが高齢者のワンストップ

サービスの相談窓口として重要な役割を果たしておりますが、今後、超高齢化社会の到来に備え、市としても医療、介護の連携は大変重要な課題であると認識し、地域包括支援センターとともに、医療と介護の連携に取り組んでいるところであります。

高齢者に対して入院、退院、在宅復帰を通じて、医療と介護の切れ目のないサービスを提供する地域包括ケアは、他職種共同による支援が必要不可欠であります。市では、それらの連携のもと、医師会、関係機関と協議を行い、連携を図りながら、在宅でみとることができるような地域包括ケアシステムづくりを今後の課題としてまいります。



石上小学校での除染作業



地域包括支援センターの役割が大きくなっています